

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和6年度 教育委員会 第8回定例会)

開会 令和6年11月13日(水)

閉会 令和6年11月13日(水)

午前9時00分

午前10時33分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員

教育長 藤岡 謙一
委員 長岡 雅美
委員 藤原 唯人
委員 山本 幸夫
委員 橋本 祐子

欠席委員

会議に出席
した職員

職

氏 名

職

氏 名

教育次長 藤井 和重
教育次長 漁 修生
教育総括室長 薩美 征夫
参与(人事担当) 柏木 弘至
学校支援部長 岡崎 州祐
学校教育部長 秦 淳也
教育総務課長 伊藤 昭夫
教育職員課長 千原 昌樹
学校管理課担当課長 谷木 陽介
青少年育成課長 町田 英子
学校保健安全課長 小濱 宏

署 名

教育長

委員

付 議 案 件

< 教育長報告 >

< 議 題 >

- (審)議案第 38 号 西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件
〔青少年育成課〕
- (審)議案第 39 号 人事に関する件 非公開 〔教育職員課〕

< 一般報告 >

- 一般報告① 令和 7 年西宮市二十歳のつどいについて 〔青少年育成課〕
- 一般報告② 教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱の地区指定見直し
及び廃止について 〔学校管理課〕
- 一般報告③ 児童生徒の状況について 非公開 〔学校保健安全課〕

以 上

傍 聴

1 名

藤岡教育長	定刻となりましたので、ただいまより、令和 6 年度 第 8 回 教育委員会定例会を開催いたします。 議事録署名委員には、藤原委員を指名させていただきます。 ここで、各委員に確認をいたします。 本日は傍聴希望者が 1 名おります。会議は公開が原則でございますが、議案第 39 号は人事に関する案件、一般報告②は市議会に付議する案件であり、現時点では公表されていません。また、一般報告③は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなるおそれがあるため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので、非公開といたします。 審議の順番でございますが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。 では、まず初めに、教育長報告として、私からご報告をさせていただきます。 今回、主に部活動について進捗がございましたので、ご報告をさせていただきたいと思いますが、その上で皆様からぜひご意見、ご質問等いただければと思っております。 不登校に関しては、10 月の末に文部科学省から全国のデータが公表されておりますので、それについては次回、データ等もお示ししながら皆様からご意見を頂戴できればと思っております。 では、部活動についてですが、10 月 1 日付けで新しく教育委員会に担当部署を設けました。本当に 2 人ともすばらしく仕事をしていただいて、着実に進められていると思っております。他の自治体と比べれば残念なことにちょっと遅れがありますので、それをしっかりと挽回できるように進めていきたいと思っております。10 月 31 日に西宮市部活動地域移行推進協議会、関係団体が集まって部活動の地域移行についていろいろとご意見を頂戴する場でございますが、そこにお示しをさせていただいた資料を基に現状についてご報告をさせていただきます。 まず、1 枚目ですけれども、体制イメージ図をお示ししております。具体的に西宮でどういう形で部活動の地域移行を推進していくのか、その体制のイメージです。基本的には公益財団法人の西宮スポーツセンターを中心に、いわゆる統括団体として事務局機能を担っていただきたいと思いますと思っております。具体的には、そこ

にコーディネーター機能と書いてありますけれども、その下にある団体登録でありますとか、活動の周知、相談窓口、そして指導者の研修、人材バンクというような形で、様々な団体が当然活動していただくわけですが、そのある意味取りまとめたことをしていただく予定でございます。

実際の西宮の地域クラブ活動を担っていただく団体としては、その下にある登録団体ということで、今も既に様々なスポーツ団体等もございますが、そういったスポーツ団体であるとか、SC21であるとか、大学や企業さん、そういった方で中学生をはじめとする市民の皆さんにスポーツ活動を提供する場合、団体として登録をしていきたいと思っております。

その団体が登録すると、先ほど申し上げた統括団体で実施している人材バンクにアクセスをして、例えば指導者をさらに増やしたいとかいう場合は指導者の紹介を受けられたりとか、活動の周知をしたりということで、この統括団体でホームページをつくりますので、そこに団体の名前であるとか連絡先、また、活動の例えば活動日数であるとか、活動チームについて周知・広報をしてもらえるということがあります。

右側の登録団体の報告、教育委員会というのがありますけれども、統括団体に登録していただいた団体については、学校施設の特に中学校施設については、今、学校の部活動で使っておりますが、それが地域移行することになれば部活動で使わなくなりますので、例えば体育館であるとか、グラウンド、そういったものを登録団体に関しては低廉な費用での利用を許可するという形でご支援をしていく体制で進めていきたいと考えております。

一番下、中学生をはじめとする市民ということで、基本的に登録団体については中学生を受け入れていただくことは当然ですが、それ以外の例えば小学生であるとか、大人であるとか、そういった人たちも当然受け入れていただくような団体の想定をしております。こういった団体に中学生をはじめとする市民の方が例えばホームページを見て、自分の家の近くにある団体であるとか、自分のやりたい内容に合致するような団体というものを選んでいただいて、希望すれば登録をして実際活動に参加すると、こういうような形を考えております。一応、体制としてはそのような形で考えております。

文化・芸術に関しては、似た同様の仕組みを考えているところでございます。

続いてですが、2枚目です。地域移行のロードマップでございます。体制は先ほど申し上げたとおりですが、それに向けて実際どうしていくのかというのをここに記載をさせていただいています。令和 8 年度の 9 月をめどに地域クラブ

活動に移行をしたいと考えております。

一番上の欄、全体のところでそれを書いているんですけども、先ほど申し上げたように令和8年9月に学校部活動が地域クラブ活動に移行していくわけですが、その下に右側のところに平日は検討中と書いてありますけれども、休日は確実にこのタイミングで移行させたいと思っております。

一方で、平日についてどうするのかということについては、やはりしっかりと検討して、平日・休日ともに同じタイミングで移行させるのがよいのか、それとも平日は若干後ろ倒しというか、時期をずらして移行させる、段階的に移行させるのがいいのかということについてしっかりと議論をして、また関係者のご意見なども伺いながら速やかに決めていきたいと、こういうふうに思っております。

平日と同時に移行させていくということについては、例えば兵庫県では神戸市が既に平日と休日を同時に移行させるという方向性を示しております。また、この阪神間の自治体においても、大半の自治体が平日・休日同時移行ということを示しております。そういった他自治体の取組の方向性も踏まえながら検討していきたいと思っております。休日を最初に移行させて、しばらくしてから平日を移行させるということについても当然メリット、デメリットがありますし、同時に移行させるということについてもメリット、デメリットがあると思っております。他の自治体で同時に移行させることとした理由を聞いたところ、大きく2つございます。1つは、平日の活動である学校部活動と休日の活動である地域の団体が行う活動が分かれることになると、指導方針の違いなどから非常に混乱が生じるおそれがあるということでございます。当然、学校の部活動は、学校単位での活動で、基本的に指導者は学校の先生ということになりますが、そこでの活動方針や活動内容と、子供たちは、休日は学校単位ではなくて自分が好きな地域クラブに参加しますので、そこはばらばらになる可能性もありますし、当然指導者の練習の指導方針とかも異なるわけですので、やはりそこでの調整ということも大きく生じるでしょうし、場合によっては、子供たちとしては一体どっちの指導を信じればいいのか、従えばいいのかということについても混乱が生じる可能性があります。

練習の単位としても別々になりますので、平日に練習している仲間と休日に練習している仲間というのは当然違う、休日に基本的には大会に参加するので、大会参加の単位と平日に行っている練習の単位が異なるということから、様々な調整をしなければいけないこと、子供にとって混乱することが生じる可能性があるもので、そこは同時にやったほうが子供たちにとって混乱が少ないだろうというのが

一つ。

あともう一つは、地域クラブ活動に移行するに際しては、過渡期の間は移行に関して様々な動きが生じるわけです。いろいろなことを調整しなければならず、引き継がなければいけないこともいろいろありますが、それを休日と平日同時であれば子供たちや諸団体に与える影響というのは 1 回で済みますけれども、平日をずらすということに関しては、もう 1 回それをやらなければいけない。

これらの 2 つの大きい課題があるので、同時に移行させたほうがよいのではないのかと、平日と休日を同時に移行させる予定の自治体は考えているようです。

そういった、先進事例、先進自治体の考え、整理というものを参考にしながら西宮でもどうしていくのか、子供たちにとって一番スムーズに地域クラブ活動に移行できるのはどういうやり方なのかを考えていきたいと思っております。

一番ご説明したいのが下の体制整備のところでございます、令和 8 年 9 月から登録団体による活動を開始していくのですが、その前に団体登録という作業を進めていかなければいけません。また、令和 7 年度において先行的に行う団体も集めていきたいと思っておりますので、令和 6 年度中には先行登録を開始したいと思っております。あまりもう時間もないのですけれども、令和 8 年 9 月からのスムーズな地域移行を目指すのであれば、待ったなしだと思っておりますので、令和 6 年度中に何とか主に既存の団体、既に活動を行っている団体ということになると思いますが、先行登録を実施していきたいと思っております。

そのために先ほど申し上げた教育委員会内に新しく立ち上げた組織におきまして、団体の登録要件であるとか、活動の基本方針を今考えている最中でございます。

最後ですが、西宮市の部活動の地域移行というタイトルの周知・広報用の資料でございます。これは一般の保護者であるとか、子供たち向けに出す予定のもので、できるだけ速やかに今年度の冬というか、今年度中には間違いなく、特に影響するのが小学校の子供たちですので、小学生の例えば 5 年生、6 年生、またその保護者の方向けに周知をしていきたいと思っております。それがこのパンフを使った周知ということで、西宮市が目指す地域移行について、具体的に分かりやすくどういうことになるのかを示し、また、その 1 枚目の下のほうではスケジュールとして、どの学年の子供たちが地域移行の対象になっていくのかを明示しています。2 枚目に部活動と地域クラブの活動の違いとして、部活動というものは多分皆さんいろいろとイメージできると思うんですが、それと実際に新しく始まる地域クラブ活動というのはどう違うのかということをお示しすることや、当然いろ

	いと疑問があると思いますので、よくある質問、こういうことが分からないな、聞きたいなということはあると思いますので、そういったものについての Q & A を設けています。 こういったものを使いながら、ぜひ学校、そして子供たち、保護者の方に西宮市における部活動の地域移行というものはどういうものなのかというのをきちんとお示しして、不安であるとか、分からないのでちょっと困っているといった困り感をできるだけ軽減をしていきたいと思っております。 私からは以上でございます。 何かご意見、ご質問等あればお願いいたします。
藤原委員	大変よく分かりました。詳細なご説明ありがとうございます。 質問が 1 点と意見が 1 点です。 質問は、令和 8 年 9 月以降、地域クラブに移行するということで、それよりも前に既存団体の先行登録をご検討されると。あわせて、その登録要件を検討していくということなんですけれども、イメージとして令和 8 年 9 月までその登録団体は中学生相手に具体的にどういう案内をするのかどうかというところなんです。つまり令和 8 年 9 月に、夏休み明けからあっちに行ってくださいというふうになるのか、それとも何らかのグラデーションがそれ以前に存在するのかというところのイメージを共有しておきたいなと思いました。それが 1 点です。 あともう 1 点、これは半分意見になるんですけれども、すごくドラスティックに変わって、既存の私たち大人がみんなイメージしている中学のクラブ活動というものはもうこの世からなくなってしまうというぐらいの変革だと思うんですね。そこまで頭のスイッチができる保護者はなかなかいないと思うんですけれども、頭のスイッチをしていただかないといけませんので、保護者への周知、パンフレットにおいてはその旨というのは記載しておいたほうがいいんじゃないのかなというふうに思います。例えば今までの中学のクラブ活動というのはなくなるのですかという質問に対しては、国全体の方針に基づき、なくなりますということは明示したほうがいいんじゃないのかなと考えました。 以上です。
藤岡教育長	ありがとうございます。 ご意見については、本当におっしゃるとおりだなと思いますので、そこはしっかりと受け止めて検討したいと思います。

山本委員	最初のご質問ですが、登録団体の開始時期については、早い段階は令和 7 年度から開始をしていただきたいなというふうに思っております。また、できれば国、スポーツ庁や文化庁の委託事業も受託をして調査研究を進められるといいかなとも思っておりますので、いずれにせよ令和 7 年度に一部の団体では先行実施という形を予定しております。 山本委員。 細かいことも含めて 3 点、意見と、それから感想と質問になります。 まず、感想です。これまで中学校の部活の地域移動ということに関しては、教師の働き方改革による負担軽減ということ、それから少子化に伴って子供の数が減ってくるから、持続ということをどうするかということと、それからあと一つ、教育課程上、非常にこれが位置づけとしてグレーだった、要するに教師のボランティアでやっていたと。その 3 点が言われてきました。今日、この 1 ページ目の説明を聞く中で改めて感じるのは、中学生をはじめとする市民を受け入れる地域クラブということです。要するに中学校のクラブはほとんどがこれまで競争ということを考えて勝つということが目的だったものから、それも含めるようなクラブもできるんだろうけれども、そうじゃなくて楽しめるクラブに変えるんだと、そこが先ほど藤原委員からあったドラスティックに変わるということの一つとしてあるということを改めて感じました。それが一つです。 それから意見として、先ほどの一括で変えるのか、2 段階、つまり平日と土日を分けて変えるのかということについてなんですが、結論からいうと私も一括で変えたほうが良いという気はします。国のほうは、最初、土日と平日と 2 段階でも構わないというようなことを言っていました。それを聞いていて多分そうするとこころが増えるんだろうという気はしていたのですが、見てみると決してそうではないんじゃないのかという気がしています。どうしてなのか考えたときに教育長のほうから説明があった 2 つの理由というのはそのとおりだろうという気がします。 2 段階で変える場合いいところとして、その間に指導員確保ということが少しずつ可能になって、その確保した指導員を平日に回せることも確かに考えられるんでしょうけれども、結局それをする、一方で教師の負担はそんなに減らないんだろうと思います。どちらかと言えば一括で移行するほうが良いんじゃないかとは思っております。 最後、質問なんですが、例えばこの 1 ページ目の図の登録団体のことなんですが、
------	---

藤岡教育長	新たに設立したチームというのがあります。これは例えば中学校の教師がこういう趣旨のクラブをつくりたいという形で立ち上げて登録すれば、それも可能だということなんでしょうか。以上です。 ありがとうございます。 まずご質問にお答えいたしますと、それはもちろん想定をしております。学校の先生方でもいいですし、場合によっては小学校とか高校の先生でも構わないと思いますが、そういった方が例えば自分が好きなバスケットボールでチームを立ち上げて地域の子供たちを受け入れたいということは想定されますし、もちろん学校の先生に限らず、新しいチームをつくりたいというご希望があればそれをつくっていただいて、要件に合致すれば登録をしていただくということでございます。感想やご意見をいただきました。本当にありがとうございます。おっしゃるとおりで、単に中学生の活動の主体が学校から地域の団体に移るというんじゃないくて、やはり市民を含めて子供から大人までがスポーツや文化芸術活動に親しめるような環境にしていくということが目標なんだと思っております。決して中学生の、しかも今部活に入っている子供たちの受皿をどうにかするという事ではないということでございます。 特に私としては、例えば障害がある子供たちや不登校である子供たち、また、苦手意識を持っている子供たちというのがなかなか部活動に参加しにくい現状もあると思っております。そういった子供たちでも気軽に自分に合った活動を選んで参加できるようにしていくということもやはり大事な事なのかなと思っておりますので、より多くの人たちにそういったスポーツや文化芸術の活動が選べるようにしていく、参加できるようにしていくということが大切なのかなと思っておりますし、また、やはり大人と一緒に活動することで、子供にとって様々な学びということもあるのかなと思っております。大人になってもスポーツや文化芸術を楽しむということは、その子供にとっては非常にロールモデルというか、目標にもなるでしょうし、また、大人にとっても自分が好きなスポーツ等を子供たちに教えるということは、大変やりがいのある楽しいことなのかなと思っておりますので、お互いにとってメリットもあることと思っております。ありがとうございます。ほかにございますか。 長岡委員。
長岡委員	まず、質問なんですけれども、1 点目、藤原委員が保護者の方へのいろんな周知

	のことをおっしゃいましたが、現場の先生方がどれほどこの内容をご理解いただいて一緒に進んでいこうと認知していただいているかなと、そのあたりの温度感をお聞きしたいです。 それから意見としては、平日か休日か、どのように進めていくかということなんですが、私も同時に移行するのがいいのではないかというふうに個人的には思っています。 スポーツ活動をするのはトータルで考えていかないといけませんので、練習量が平日どれぐらいやっているのかとか、どんな内容でやっているのかということをしきっと指導者が把握した上で指導ができるというのが望ましいというふうに思いますので、平日と休日一緒というのが賛成です。 ただ、指導方針が異なるという点についてですけれども、これについてはちょっと意見が違っていて、本来どこで指導を受けても同じことが同じ質で指導されなくてはいけないというふうに思っています。競技種目によっては一貫した育成システムみたいなものがきっちと構築されていて、どんな場所でもこの年代にはこのことがきっちと身についている、こんな方法があって指導するのがよいというような指導システムがきっちと構築されている種目もありますので、そのあたりはもちろん指導する先生が違えば指導の仕方がいろいろあるのはいいと思うんですけれども、指導の質とか内容はやはりきっちとした一定のレベルで、どこでスポーツをしても同じことが子供たちに伝わるようなシステムになるといいなと思っています。 それからもう一個は、山本委員もおっしゃいましたが、中学校だけではなくて、幼児の段階から小学校、それから小学校から中学校、特に今までの日本のスポーツの教育というのは学校教育と部活動で発展してきているので、どうしても学校単位で途切れてしまう、そういう性質というか、特質があるので、この途切れがない、学校単位が変わっても途切れることなく、中学から高校もそうですし、高校を卒業した後、大学か社会人になってもスポーツが続けられるような、そういった運動習慣がこの地域移行でついていくといいなと考えます。 以上です。
藤岡教育長	ありがとうございます。本当に長岡委員のおっしゃるとおりだなと思っております。 質問についてですが、現場の先生方がどれだけこのことについて理解されているのかということですが、率直に申し上げると多分あまり知らないというのが現状

	かなと。それは決して先生方がどうというわけじゃなくて、やはり我々の周知不足ということが一番大きい原因だと思っております。先生方としてはいろいろと本当は知りたいんだけど情報がなくて、困っているというのが多分先生方の状況だと思っておりますので、我々としましては一応11月の終わりに学校向けの説明を行いたいと思っております。それで今申し上げたような現状であるとか、今後の方向性などを学校の先生方にきちんと知っていただいて、学校の先生方も例えば保護者とか子供たちから何か質問があれば答えられるように、少なくとも知っている範囲では答えられるようにしていきたいと思ひますし、場合によっては例えば自分としても指導者になりたいと思ひ先生もいらっしゃると思ひますので、そういった方が動けるようにしていきたいと思ひております。ありがとうございます。 橋本委員。
橋本委員	私は感想だけになるんですけども、保護者への周知の資料も含めていろいろ見せていただきまして、どうしてもスポーツ中心に書かれているのかなと思ひます。中には吹奏楽は入っているんですけども、文化芸術系の活動をちょっとイメージしにくいと思ひておりまして、文化芸術系で登録団体というものがどれぐらいあるのかなど、保護者とか子供たちはイメージがもうひとつ持てないんじゃないかという感想を持ちました。
藤岡教育長	ありがとうございます。 体制イメージ図とか、まずスポーツで考えておりますが、当然文化芸術でも同様の体制を考えております。また、登録団体といたしましても、文化芸術につきましては、既に地域で活動されている例えば絵画教室だったりとか音楽教室だったりとかいろいろあると思ひますので、そういったところにもぜひ登録を、もし可能であればしていただきたいと思ひますし、もちろん新しく指導者の方が自分が好きな音楽を教えたいとか、お料理を教えたりとかということで団体を立ち上げていただくということも考えられるのかなと思ひております。 いずれにしても、文化芸術についても掘り起こしをしていきたいと考えています。 大変貴重なご意見、本当にありがとうございました。 先ほど長岡委員からもありましたが、質の保証というのは大変大事なことで思

長岡委員	っておりますし、また、ご指摘いただいたように今まではどうしてもスポーツをやるという、文化芸術をやるということについては途切れ途切れになっていたということがあります。 特に中学校とかであれば、高校もそうですけれども、3年生の夏には引退ということで半年ぐらいそのスポーツや文化芸術から離れるということがあります。本来、スポーツや文化芸術に引退なんていう概念はあり得ないはずなんですけれども、どうしてもそこで途切れて、結局その後はやらなくなってしまうなんていうことも当然ありますので、途切れなく生涯にわたってそういった活動に参加しやすい、親しめるという環境をつくっていく契機にしていけたらと思っております。ありがとうございました。 では、続いてですが、委員の皆さん方には各小中学校、また、特別支援学校、高校の運動会や、小連体、中連体を視察していただきました。そういったところで気になったことであるとか、よかったなと思うことも含めて、感想、ご意見、ご要望、ご質問等々をお聞かせいただきたいと思っております。 長岡委員から順番でよろしいですか。 私は小連体と中連体、両方、午前中の部分だけですけれども、見せていただきました。とても感動しました。見るたびにすばらしいなと感じております。ご準備される先生方も、ご指導される先生方もとても大変なんだろうなと、ここまでつくり上げるのは大変なんだろうなというふうに、そちらのご苦勞もとても想像ができます。 1点、はだしでやっていることについて、特に徒手体操の部分、ある一定の意味を持ってされていると思うんですけれども、この出入りのところを見ると、やはり子供たちがグラウンドに降りるまでもはだしで移動しているんですね。私が早めに外に出たときにスタジアムの外もはだしで走っている、入場か退場のタイミングだったと思うんですけれども、走っている子供も見ましたので、ちょっとここはご検討いただいてもいいのかなというふうに思いました。 徒手体操の内容を見ましても、はだしのほうがいいんだろうなという部分だと思うんですけれども、確かにプログラムの構成上、あそこが一番の見せ場だとは思いますが、はだしが本当に必要なかどうかということのをいま一度ご検討いただければなと思っております。 以上です。
------	--

藤岡教育長	ありがとうございます。 では、続いて、藤原委員、お願いいたします。
藤原委員	私は運動会や体育会は小学校 2 校と中学校 1 校を見させていただきました。小連体はちょっと行けなかったんですけども、中連体の午前中に参加させていただきました。 まず、運動会は小学校のほうは途中で大雨になって途中中断になったという日でした。それはちょっと残念ではありました。中学校は結構クラシカルな、団体で入場して伝統的な競技科目を行うというのを拝見させていただきました、それはそれでよかったと思うんですが、一方で、私が拝見した中学校は真砂中学校なんですけれども、伝統的に真砂レースというのがあるらしくて、いわゆる障害物競走のようなものをされておられます。障害物ではないんですけども、ラケットでボールをつきながら走るとか、箱を 4 つ積み、持って走るであるとか、そういう競技があるんですけども、私は非常に面白くて、何が面白かったかという運動神経のよしあしが必ずしも結果に結びつかないという工夫がなされているなと思ったんです。どうしても運動会という運動神経がいい子ばかりが活躍して、そうじゃない子が肩身の狭い思いをすると。私なんかは肩身の狭い思いをしてきた口なんですけれども、こういう競技があると工夫次第で活躍できる余地があるのでいいのかなと思いました。 あと中連体なんですけれども、これも長岡委員からのご指摘があったように本当に委員の先生方のご尽力の賜物だと思いますし、私もとても感動しました。若干気になった点としては、リレーで男子が 200 メートル、女子が 100 メートルになっているんですけども、これは男女で区別する合理的な理由があるのかなというふうには思いました。体力的には女子も 200 メートル走っても別に差し支えないのではないのかなというふうに感じた次第です。 あと同様の視点から、入退場で例年男子が開会式に出て女子が閉会式に出るのかな、たしかそういう流れだと思うんですけども、これは当然全員が出られないということからの配慮だと思うんですが、隔年で入れ替えてもいいのかなと。温泉で男湯と女湯が入れ替わるような、朝と晩で入れ替わるようなところがあるように、隔年で入れ替えてもいいのかなというふうに思いました。 以上です。
藤岡教育長	ありがとうございます。

山本委員	山本委員、お願いします。 運動会ですが、幼稚園 2 つと小学校 2 つ行ってきました。浜脇幼稚園は来年から市内初の認定こども園になるということでそれに備えてということになるかもしれませんが、地域の未就園児も見学したり、参加したりというようなことをされていました。 それから夙川幼稚園、これは一言で言うと、プログラムに子供の物語があるんですね。これはなかなかすごいと思いました。日々の生活から子供の興味だったり、関心だったり、それが膨らんだものがプログラムとして入っている。だから子供の意識というか、参加度が強いというのは感じました。それから運動会の歌は子供たちも作詞しながら、子供の言葉を集めながら地域の方が作曲している、そういうことがされていました。 それから大社小学校と夙川小学校に行きました。この 2 つの学校は午後も競技しているんですね。コロナが明けてから午前中で終了している学校がたくさんあって、午後もしているというところは数校しかないと聞いているんですけども、どちらも午後もされていました。ご存じかと思いますが、大社は以前からこれは震災がきっかけだったかと思うんですが、地域のスポーツ 21 と学校が一緒にずっとしているんですね。そういうこともあって独特の開催の仕方をしていました。今年、びっくりしたのはテントですね。14 張り、立派なテントを業者から借りているんですね。準備も片付けも全部業者がすると、1 張りが 23 万円するそうです。レンタルです。そういうことが共同でしているからできるんだなと思った次第です。 それから夙川小学校、内容的な部分でいうと、5 年生のリレーが圧巻でした。よく走り込んでいるというか、これはかなり走っているぞという感じが伝わってきたリレーをしていたというのが印象に残っています。 それから小連体、中連体ですが、小連体は開会式しか出られませんでした。これは毎年感じるのですが、子供の宣誓がすばらしいといつも思います。今年も山口小学校の児童だったと思いますが、本当にすばらしい宣誓をしていたと思いました。 それから中連体ですが、大学の授業日と重なっていてずっと出られなかったんですが、久しぶりに参加させていただきました。組体操をずっとされていましたが、徒手を中心ですごく変えられたと思いました。それもととてもすばしかったです。そんな中でふと思ったことがあります。教育が一括とか一斉ということから少し
------	---

	ずつ変わろうとしていますよね。みんな一緒にそろえるという考え方から、そうじゃない考え方に教育の根本が大きく変わろうとしている。そういう中で集団行動というのはどういうふうこれから考えたらいいいのかと。学習指導要領にこれはどうやって書かれているんだろうと、ちょっとまだめくっていないんですが、それも一回見てみたいという気がした次第です。 以上です。
藤岡教育長	ありがとうございます。 橋本委員、お願いいたします。
橋本委員	私は初めて小連体、中連体を見させていただきました。初めての経験でしたので感想のみになってしまうんですけども、小連体は開会式から午前中のプログラムで、中連体は午後のプログラムのみ見させていただきました。徒手体操、リレーとか、6年生児童が心を合わせて、力を合わせて連帯感を持って演技していることはすばらしいなと思ひまして、集団で一つのことを目指して周りと合わせて、心を合わせてというところが非常に子供たちにとってなかなかない経験になっているんじゃないかなと思いました。 中連体は小学校とは違って学校ごとの応援・声援がすばらしく、自分たちの学校に対する愛着といいますか、愛校心というものがあって、さらに連帯感が強まっているのかなというふうに感じました。 やはりこういう行事を通して地域、西宮市に対する愛着というものを子供たちが持っていて、非常に記憶に残る体験になるということはこういうことなんだなということを初めて見させていただいて感じました。 中連体の最後のプログラム、3年生と9年生の女子のダンスの最後に甲子園100年、100周年を記念して人文字で甲子園100とつくられたのがあったんですけども、あれは本当に見応えがありましたし、演じている生徒たちも、見ている生徒たちも本当に心に残る体験になったんじゃないかなと思います。 先ほど委員の方々がおっしゃっていたように、先生方、委員の先生方のご準備、ご指導、大変だろうなと思いますけれども、恐らく生徒・児童がそういう練習のプロセスにおいても周りの指導してくださる先生方などあるいは仲間との協働を通して、そのプロセスの中でも学んでいることが多くあるんだろうなということを想像しながら見させていただきました。

藤岡教育長	ありがとうございます。 皆さん本当にお忙しい中、ご参加をいただきありがとうございます。 一応、私からも感想というか、まさに今年度から私は教育長になったので、学校での運動会、また小連体、中連体も初めて拝見をいたしました。運動会については、幼稚園から小中学校、高等学校、そして支援学校、学校種としては全ての学校種を拝見させていただきました。 運動会について印象に残っているのは、やはり幼稚園や支援学校での非常に先生方が温かい雰囲気の中で子供たちを支えている、運動が苦手な子、なかなか自分の思いどおりに体が動かせない子もできるだけ参加できるように本当に丁寧に支援をされているという姿に大変心を打たれた次第です。 また、小学校や中学校につきましても、やはり子供たちが本当に生き生きと活動しているなということと、それを支えている先生方のご努力というのは大変強く感じました。 高等学校につきましては、特に西宮高校で感じたことですが、運動会のプログラム内容を生徒自身が考えて、生徒自身が練習であるとか、当日の仕切りであるとかを進めているということで、高校生だからというのものもあるのかもしれませんが、子供を信頼して子供たちに委ねている、それをきちんと見守っている先生方ということで、子供たちの自主性や創造性というものを尊重している大変素晴らしい運動会、運動会を通じた学びの場というのをつくっておられるということが小学校や中学校でも取り入れられるのではないのかと感じたところです。 小連体、中連体についてはもちろん私初めて拝見させていただきました、最初から最後まで両日とも拝見をさせていただきました。感じたことといたしましては、阪神甲子園球場という大変素晴らしい会場で、小学校や中学校の市立の学校ですが、全校の児童生徒が集まって一緒に例えば学校対抗のリレーを行ったり、ダンスを行ったり、体操を行ったりというのは、子供たちにとって、西宮市民としてのまさに共通体験を行える場であると。しかも皆が一緒になって共通体験を行うということで、市民としての一体感であるとか、西宮市民としてのアイデンティティーというものを醸成しているんだろうなと感じたところです。これは本当に大変素晴らしい活動であるし、子供たちにとっても意義あることだと思いますので、引き続き今後とも続けていけるといいんだろうなと感じたところです。 気になったところを 3 点申し上げますと、1 点目は、安全性の確保ということです。先ほど長岡委員などからもご指摘がありましたが、どうしても体育、そして体育的活動においてはけがというものがつきものです。であればこそ当然安全性
-------	--

というものをどの学校行事、どの学校教育活動よりも気をつける必要があります。ですので、安全性の確保という観点から、内容が適切であるのかどうかということや、内容を不断の見直しをしていく必要があるんだと思っております。

特に今の子供たちは、放課後、一緒になって遊ぶとか、外で遊ぶとかという機会が減っている中でどうしても体力が落ちている。特にバランス感覚であったり、握力・筋力であったりというものも落ちているということもありますので、今の子供たちの現状に合ったものを考えていく必要があると思っております。

あともう2つですけれども、これは若干感覚論的なことになるのでありますけれども、1つは、やはり男女で内容を分けるということの合理性がどこまであるのかないのかということ、現在の様々な子供も含めて性的自認というものがある中で、どこまでを分けるべきなのか、分けないべきなのかということもやはり考えていく必要があるのではないのかなと思っております。

例えば中学生であれば、女子生徒はダンスを踊り、男子生徒は体操を行うということですが、体育の授業、中学校体育においてはダンスも男子は必修となっておりますので、学校教育活動の一環である以上、学習指導要領の趣旨も踏まえて男女でどこで線引きをするのかということや、また、その演目の内容についても考えていく必要があるのではないのかなと思っております。

あとまた、山本委員からもご指摘がありましたが、みんなで同じ行動をそろえて行うということが確かに見ていて非常に美しいものではあるとは思いますが、今の学校教育において求められているのは、個々に合った教育、個々に合った学びというものだと思っておりますので、そういう意味では、みんなで一斉に動くということやどこまで重視をしていくのかということは考えていく必要があるのではないのかなと思っておりますし、また、様々な発達障害や特性を持った子供たちも多くいる中、ああいう活動というものがなかなかやりにくい、しにくい子供たちも当然いますし、また、現に不登校になっている子供たちもいるわけですので、そういった子供たちでも中連体や小連体は参加できるというような参加しやすい活動にも配慮していく必要があるのではないのかなというふうにも思っております。

全体としては大変すばらしいことなので、ぜひ続けていきたいと思っておりますし、また、今後も続けていただきたいと思うのですが、今の子供たちの実情、また、学校教育の目指す姿というものを踏まえて見直すべきところは見直しをしていただけるとありがたいなというふうにも思っております。

私からは以上になります。ありがとうございました。

青少年育成課長	では、続いて、これから審議に入ります。 皆さんいろいろと活発なご意見をいただき、ありがとうございます。 では、議案第 38 号「西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」を議題といたします。 では、青少年育成課長、お願いします。 議案第 38 号「西宮市立山東自然の家条例の一部を改正する条例案に関する意見決定の件」について説明いたします。 意見決定の対象となる条例の改正点は、1 点、使用料の改定です。 昨今の賃金改定や物価上昇により維持管理に係る費用が増大しております。また、施設の供用開始後 35 年が経過し、老朽化した設備の更新などの費用が必要となっている現状でございますので、今回の全庁的な使用料改定と合わせまして増額改定が必要と判断したものです。 改定額は、宿泊室利用では令和元年、前回の改定額と同額の 50 円増額とし、改定率 108%といたします。主な利用層である市内の 18 歳未満の宿泊室料で 600 円を 650 円にします。 なお、テント泊、日帰り利用の使用料は、同様の改定率 108%で計算いたしますと市内料金が 327 円となり、窓口事務の効率化のため、50 円単位で計算いたしますので切り捨てとなり、今回、価格据置きといたします。 この改正を行う条例案に対して、異議がない旨、意見の決定を行う議案となっております。 説明は以上でございます。よろしく願いいたします。
藤岡教育長	説明は終わりました。 これより質疑、討論に入ります。 本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。 よろしいですか。 では、なければ採決に入ります。 議案第 38 号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。 (異議なし)
藤岡教育長	では、ご異議がないようですので、可決することといたします。

青少年育成課長	では、続きまして、一般報告①「令和 7 年西宮市二十歳の集いについて」を議題といたします。 青少年育成課長。 「令和 7 年西宮市二十歳のつどいの開催について」 ご説明いたします。 配付資料、開催要綱（案）をご覧ください。 開催日は 1 月 13 日月曜日の祝日となります。 ここからは、裏面 2 ページ目の前回との比較を使って説明いたします。 会場は、前回同様、阪神甲子園球場になります。甲子園球場がアルプススタンド銀傘増築工事を実施しているため、1 塁側アルプス席の外周が使用不可となります。そのため入場門は正面の 7・8 号門と甲子園筋側の 11 号門を利用いたします。使用エリアにつきましては、前回と異なり、バックネット裏と 1 塁側の内野席に加え、3 塁側の内野席も使用いたします。 また、阪神甲子園球場にはご理解いただき、今回もグラウンド内への舞台設置を予定しております。 次の座席エリアですが、前回同様にお住まいの中学校区ごとに区分された座席配置になりますが、これは指定された座席エリアでの着席を義務づけるものではありません。ご参加いただく方々がご自由にお座りいただける自由席をバックネット裏と 1 塁側に、また、配慮が必要な方を対象とする優先席をバックネット裏の入り口付近に設置いたします。 対象者数は、10 月末時点において 5,284 人となり、参考までに前回の式典参加者数は 3,640 人でした。 内容ですが、前回同様、12 時に開場いたします。式典は 30 分程度で前回とほぼ同じ内容で実施予定です。今年度より協賛広告を実施しており、式典前にオーロラビジョンに協賛団体の掲載、読み上げがございます。 令和 7 年は阪神・淡路大震災から 30 年の節目を迎えるに当たり、例年行っておりました黙想ではなく黙禱を行います。令和 6 年、前回も黙禱となっておりますのは、1 月 1 日に能登半島地震が発生したため、急遽黙禱に変更いたしました。 式典終了後は混乱を避けるために校区ごとの退場を予定しております。 次のブース等ですが、売店は例年同様、休業いたします。また、着物着つけ直しコーナーにつきましては、広報を強化いたしましても利用数が少なかったこと、人件費等の経費節減などを検討した結果、廃止を決定いたしました。 次に、実行委員会プログラムとしまして、SNS、Instagram を用いた情報
---------	--

	発信や写真撮影ブースの設置を行います。 最後に、その他をご覧ください。 今年度より実施いたします協賛広告についてですが、一口5,000円で募集いたしまして、お申込みは40団体と想定を多く上回る企業・団体様よりご賛同いただきました。案内はがき広告を合わせますと106万円の広告料収入がございました。会場入り口ではプログラムと協賛団体を記載したA4チラシを配布いたします。このチラシは甲子園歴史館入場券も兼ねております。 全体の運営としましては、昨年度に引き続き球場専属スタッフ、警備員のお力を借りて、職員数は事務局を含め24名による式典運営を予定しております。 説明は以上となります。
藤岡教育長	説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問はございますでしょうか。 藤原委員。
藤原委員	どうもご説明ありがとうございます。 着物の着つけ直しがなくなることについて異論はないんですけれども、今年はないですよというアナウンスはされるご予定はありますか。
青少年育成課長	市のホームページのQ&Aに掲載いたします。 以上です。
藤岡教育長	ほかにごございますでしょうか。 よろしいですか。 では、なければ一般報告①を終了いたします。 では、これより非公開案件に移ります。 恐れ入りますが、傍聴の方はここでご退室をお願いいたします。 では、再開をいたします。 一般報告②「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱の地区指定見直し及び廃止について」を議題といたします。 学校管理課担当課長。
学校管理課担当	一般報告②「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱の地区指定見

課長	直し及び廃止について」、資料に沿ってご説明します。 本件につきましては、令和6年11月20日に教育こども常任委員会にて所管事務報告する予定です。 それでは、表紙をめくっていただいて、1ページの1、要綱の概要をご覧ください。 本市では、共同住宅等の住宅開発に伴い、一部の学校で教室不足や運動場不足などの課題が生じています。良好な教育環境を保全するため、児童生徒の受入れが困難または困難となることが予測される小学校区を公表するとともに、一定規模以上の戸数を有する共同住宅等の住宅開発に対して、延期や中止、計画の変更などを求める指導要綱を定めております。教室不足や校区内の開発可能な土地の状況等により、予測地区、監視地区、特別監視地区、準受入れ困難地区、受入れ困難地区の5段階の地区を指定し、協力を要請しています。 次に、2の児童数・学級数の状況及び今後の方針（緩和・廃止）についてのうち、 （1）本市全体の状況についてご説明します。 本市は人口減少の局面に入っておりますが、表1、指導要綱制定後の本市の児童数・学級数の推移のとおり、令和6年度の本市小学校の児童数は2万4,529人、学級数は807学級で、指導要綱制定後のピーク時の平成22年度と比較すると児童数で4,512人、15.5%、学級数で100学級、11%減少しています。また、令和6年度の後期推計では、令和12年度には児童数が2万749人、学級数が710学級となる見込みで、令和6年度と比較すると、児童数で3,780人、15.4%、学級数で97学級、12%の減となっています。 2ページをご覧ください。 （2）地区指定を行っている校区の状況についてご説明しますので、資料の最後にありますA3の別紙、表2の地区指定を行っている校区の児童数・学級数一覧を併せてご確認ください。 この表のとおり、地区指定を行っている全ての小学校区において令和10年度には対応可能な学級数以下となる見込みです。また、同じく令和10年度には、神原小学校を除いて指導要綱制定後の児童数・学級数のピークが過ぎる見込みであり、神原小学校については、児童数の増を見据えて令和5年3月に仮設校舎を建設していることから、一定程度の学級数の増加には対応できる状況であるため、令和10年度には地区指定を行っている全ての小学校区において教室不足が解消できるめどが立ったと判断しました。 なお、A3の表2の一番下に、現在地区指定は行っていないが、鳴尾北小学校
----	---

の児童数・学級数を参考に記載しております。現在、児童数が増加していますが、もともと校舎や学校敷地が広いため、仮設校舎の設置などで対応していく予定です。

2 ページに戻りまして、(3) 今後の方針についてご説明します。

令和 6 年度の後期推計に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から一部の校区において地区指定の緩和を行います。地区指定の緩和につきましては 1 月頃にホームページなどで公表し、令和 7 年 4 月 1 日より施行する予定です。

また、先ほどもご説明しましたが、令和 10 年度には地区指定を行っている全ての小学校区において教室不足が解消できる見通しとなりました。比較的規模の大きいマンション開発の場合、開発事業等におけるまちづくりに関する条例に基づく概要書の提出から竣工までに 2 年前後の期間を要しておりますので、この期間を考慮して令和 8 年 9 月 30 日をもってこの指導要綱を廃止することといたします。

なお、要綱の廃止後に児童生徒数が増加した場合は、教室転用などで対応してまいります。

3 ページをご覧ください。

3、地区指定の見直しについてご説明します。

地区指定の定義は下の表のとおりで、教室不足や校区内の開発可能な土地の状況等により、予測地区、監視地区、特別監視地区、準受入れ困難地区、受入れ困難地区の 5 段階の地区を指定し、協力を要請しています。一番下の受入れ困難地区が最も厳しく 10 戸以上、下から 2 番目の準受入れ困難地区が次いで厳しく 30 戸以上の開発につきまして協力を求めています。真ん中の特別監視地区は容積率や開発面積によって異なりますが、例えば容積率 200% で開発区域が 2, 500 平米以上であれば、50 戸を超える開発につきまして協力を求めています。

4 ページをご覧ください。

現在、受入れ困難地区である大社小学校について説明します。上段に平成 29 年度から令和 5 年度の学級数と児童数の実績を、下段に令和 6 年度後期推計を掲載しております。①の児童・学級数の状況は記載のとおりです。②の学校施設の状況と対応をご覧ください。

大社小学校は現在 18 学級であり、既存校舎で最大 22 学級までは対応可能です。現時点で教育活動に支障が生じない範囲で対応可能な学級数である 17 から 19 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、今回の見直しで 1 段階緩和したいと考えております。

5 ページをご覧ください。

深津小学校区についてご説明します。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、深津小学校は現在 22 学級であり、既存校舎で最大 24 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 21 から 23 学級以下となっており、今後も児童数が減少傾向であることから、今回の見直しで 1 段階緩和したいと考えております。

6 ページをご覧ください。

上甲子園小学校区についてご説明します。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、上甲子園小学校は現在 24 学級であり、既存校舎で最大 27 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 24 から 26 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、今回の見直しで 1 段階緩和したいと考えております。

7 ページをご覧ください。

春風小学校区についてご説明します。春風小学校は令和 2 年 12 月に新校舎が竣工しました。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、現在 28 学級であり、最大 32 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 28 から 30 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、今回の見直しで 1 段階緩和したいと考えております。

8 ページをご覧ください。

瓦林小学校区についてご説明します。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、瓦林小学校は現在 19 学級であり、最大 25 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 20 から 22 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、今回の見直しで地区指定を解除したいと考えております。

9 ページをご覧ください。

高木小学校区についてご説明します。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、高木小学校は現在 23 学級であり、最大 33 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 26 から 28 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、今回の見直しで地区指定を解除したいと考えております。

10 ページをご覧ください。

高木北小学校区についてご説明します。高木小学校の過大規模を解消するため、平成 28 年 4 月に高木北小学校を新設しました。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、高木北小学校は現在 20 学級であり、最大 25 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 21 から 23 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、今回の見直しで地区指定を解除したいと考えております。

藤岡教育長	す。 1 1 ページをご覧ください。 香櫨園小学校区についてご説明します。香櫨園小学校については令和元年 7 月に新校舎が竣工しました。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、香櫨園小学校は現在 3 0 学級であり、最大 3 6 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 3 1 から 3 3 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、地区指定を解除したいと考えております。 1 2 ページをご覧ください。 安井小学校区についてご説明します。安井小学校については令和 5 年 3 月に新校舎が竣工しました。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、安井小学校は現在 2 3 学級であり、最大 3 2 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 2 6 から 2 8 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、地区指定を解除したいと考えております。 1 3 ページをご覧ください。 甲陽園小学校についてご説明します。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、甲陽園小学校は現在 2 8 学級であり、最大 2 9 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 2 6 から 2 8 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、地区指定を解除したいと考えております。 1 4 ページをご覧ください。 段上西小学校についてご説明します。②の学校施設の状況と対応に記載のとおり、段上西小学校は現在 2 3 学級であり、最大 2 7 学級までは対応可能です。現時点で対応可能な 2 2 から 2 4 学級以下となっており、今後も学級数は減少傾向であることから、地区指定を解除したいと考えております。 最後の 1 5 ページは、地区指定変更後の令和 7 年 4 月 1 日現在の状況を一覧表にまとめておりますのでご確認ください。 説明は以上です ありがとうございました。 説明は終わりました。 本件にご意見、ご質問はありますでしょうか。 よろしいですか。 では、なければ一般報告②を終了いたします。 では、続いて、一般報告③「児童生徒の状況について」を議題といたします。
-------	---

藤岡教育長	学校保健安全課長。 (非公開) ほかに何かございますでしょうか。 よろしいですか。 では、なければ、一般報告③を終了いたします。 次に、議案第 39 号は秘密会で行いますので、関係者以外の職員は退室をしてください。 (秘密会)
藤岡教育長	以上で予定されていた議題はすべて終わりました。 これをもちまして、第 8 回教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。 (終了)